

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>外形的に著作権を侵害していれば権利者が使用による損害を証明できない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられることにより长期的には著作権者の損失に繋がる日本特有の傾向を是正する観点より、米国著作権法第 107 条に準拠した公平使用（フェアユース）規定を導入すべきである。</p>
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法に公正使用規定が無い現状では、適用除外の必要性又は公益性を訴えても外形的に著作権を侵害していれば、権利者が使用による損害を証明出来ない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられるリスクが極めて大きい。その結果、諸外国に比して利便性の高いサービスの提供が出来ず長期的には著作権者の損失に繋がるケースも見受けられる。こうした弊害の除去に当たっては、米国著作権法第 107 条に準拠した公正仕様（フェアユース）規定を設け「一定の基準を満たしたうえで正当な目的に合致する使用は著作権を侵害しない」という原則と明示すべきである。</p> <p>元より、第 30 条から 49 条まで個別に定められている制限規定は「例示」であり第 1 条における「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」と言う文言を根拠に公正使用的な解釈を取り得る、と言う学説も存在し、包括的規定の新設は矛盾するものではないと考えられるところである。</p> <p>なお、台湾（中華民国）著作権法では第 44 条から 64 条まで個別に著作権の制限を定めたうえで第 65 条において「著作之合理使用」規定を置き、第 66 条に日本の第 50 条に相当する著作者人格権との関係を定めている。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第 50 条 *新設、現行の第 50 条を第 50 条の 2 に移動</p> <p>この款において定めるもののほか、報道、批評、研究、教育、その他の公正な目的又は慣習に合致すると認められる著作物の使用は、著作者の権利及びこれに隣接する権利を侵害しない。</p> <p>2 特定の状況においてなされた著作物の使用が公正な目的又は慣習に合致すると認められるかを判断するに当たっては、次に掲げる要素を勘案するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該使用の目的及び性質（商業性を有するか、若しくは専ら営利を目的としない教育又は障害者福祉を目的に用いられるのであるかを含む。） 二 著作物の性質 三 著作物の当該使用の目的との関連性、著作物全体に占める比率及び態様

	四 著作物の潜在的市場又は市場価値に対する当該使用の影響
団体名	HMVジャパン株式会社

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	経済的意義を持たないような複製について、違法性を阻却する範囲をより広く明確にして、情報化社会にあった著作権保護の促進を図るべきである。
法改正を必要とする理由	インターネットの普及などにより情報が溢れた現代社会においては、誰しも著作物の無断複製等を始めとした著作権侵害を惹起しかねない状況にあるが、現行法は第30条から49条の個別的な権利制限に該当しない限り、原則としての権利侵害を構成するとする。著作者の権利保護は大切であるが、時代の要請もあり、その保護と利用の双方の利益をバランスさせ、現在そして将来の要請に応え得る調整を図るべき時期にあるのではないか。すなわち、より積極的な姿勢で権利者と利用者を相互に調整し、有益な情報の活用を容易にすることにより産業の発展を促し、より高次の文化の発展を企図すべきである。例えばそれ自体で直接的な利益を得ない程度の、日常的な事業活動で必要とされる限度での利用は認めるなど、現実的な改正が必要であると考える。
改正条項及び内容	著作権法第3節第5款 著作物の利用それ自体により直接的な収益を得ない程度の、日常的な事業活動で生じる限度における利用は、これを認める旨を明確化する。 ただし、これについての各方面から意見集約を行うなどの必要性がある場合には、今後の具体的な道筋を示すことを切に求めたい。
団体名	社団法人情報サービス産業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	外形的に著作権を侵害していれば権利者が使用による損害を証明出来ない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられることにより长期的には著作権者の損失に繋がる日本特有の傾向を是正する観点より、米国著作権法第107条に準拠した公正使用(フェアユース)規定を導入すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法に公正使用規定が無い現状では、適用除外の必要性又は公益性を訴えても外形的に著作権を侵害していれば、権利者が使用による損害を証明出来ない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられるリスクが極めて大きい。その結果、諸外国に比して利便性の高いサービスの提供が出来ず長期的には著作権者の損失に繋がるケースも見受けられる。こうした弊害の除去に当たっては、米国著作権法第107条に準拠した公正使用(フェアユース)規定を設け「一定の基準を満たしたうえで正当な目的に合致する使用は著作権を侵害しない」と言う原則を明示すべきである。</p> <p>元より、第30条から49条まで個別に定められている制限規定は「例示」であり第1条における「文化的所産の公正な利用に留意しつつ」という文言を根拠に公正使用的な解釈を取り得る、と言う学説も存在し、包括的規定の新設は矛盾するものではないと考えられるところである。</p> <p>なお、台湾(中華民国)著作権法では第44条から64条まで個別に著作権の制限を定めたうえで第65条において「著作之合理使用」規定を置き、第66条に日本の第50条に相当する著作者人格権との関係を定めている。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第50条 ※新設、現行の第50条を第50条の2に移動</p> <p><u>この款において定めるもののほか、報道、批評、研究、教育、その他の公正な目的又は慣行に合致すると認められる著作物の使用は、著作者の権利及びこれに隣接する権利を侵害しない。</u></p> <p><u>2 特定の状況においてなされた著作物の使用が公正な目的又は慣行に合致すると認められるかを判断するに当たっては、次に掲げる要素を勘案するものとする。</u></p> <p>一 <u>当該使用の目的及び性質(商業性を有するか、若しくは専ら営利を目的としたい教育又は障害者福祉を目的に用いられるものであるかを含む。)</u></p> <p>二 <u>著作物の性質</u></p> <p>三 <u>著作物と当該使用の目的との関連性、著作物全体に占める比率及び態様</u></p> <p>四 <u>著作物の潜在的市場又は市場価値に対する当該使用の影響</u></p>
団体名	知財系BLOG運営者会議

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>企業活動における公正な、あるいは付隨的な著作物の利用について、適法性を確保し、著作物の流通促進を図るため、米国著作権法第107条やドイツ著作権法第57条のような、一般的な権利制限規定を導入していただきたい。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在 企業活動の実務では、日常的に膨大な量の著作物を利用することになるが、その中には、一般取引通念に照らして、権利者の許諾を不要としても、妥当と思われる公正な、あるいは付隨的な著作物の利用態様が少なくない。しかし、現行著作権法を形式的に適用した場合には権利侵害に該当することから、不当な権利行使を受け、またはこれを避けるため利用行為が萎縮している。 具体的な事件としては、著作物の背景的利用に関して「照明器具カタログ事件」(H14.2.1 東京高判 平成11(ア)5641号)がある。本件は、カタログ写真の背景に写り込んだ書に関して著作権侵害が争われた事例である。 判決では、書の著作物の創意的な表現部分が再現されていないとして、著作権侵害を否定したが、著作物の背景的利用という行為態様自体の著作権法上の評価は判断されなかつたため、本質的な解決とはなっておらず、なお、著作物の流通が阻害されている。</p> <p>(2) 法改正の必要性 我国著作権法の権利制限規定は、限定列挙と解されている。 しかし、当該限定列挙の事由に該当しないが、著作物としての価値を侵害することなく、一般取引通念に照らして妥当と思われる著作物の利用についてまで権利が及ぶかのような規定は、不当な権利行使を招き、著作物の流通を阻害する要因となる。</p> <p>前記の「照明器具カタログ事件」においても、著作物の背景的利用は、それが著作物の本質的な価値を利用していなくとも、印刷等の方法により有形的に再製されていれば、形式的には著作権の複製権侵害を構成することになる。</p> <p>我々の日常生活においては、写真や映像の背景に他人の著作物が偶然写り込む状況も多く存在しており、背景的利用を含め、公正な、あるいは付隨的な著作物の利用を著作権侵害と捉えるのは、その社会的影響の大きさに照らしても、妥当ではないと考えられる。</p>
	<p>また、現状の解決策では、複製権の解釈問題として、著作物の創意性が再現されていない、経済的利用価値を伴わない複製行為は、著作権法上の複製権には含まれないとしている。しかし、このような権利概念の限定解釈が行き過ぎると、却って権利者の利益を害することになるのではないかと危惧する。</p> <p>そうであるならば、むしろ、著作者の権利の保護と公正な利用の調和という、著作権法の本来の趣旨に基づき、既存の権利概念を尊重しつつ、一般的な権利制限規定を設けて調整を図ったほうが合理的であるし、世間一般の常識にも適うと考える。</p> <p>さらに、従来、我国の判例においては、著作物の一般的な公正利用の法理の適用について、実定法上の根拠がないとの理由から、否定される傾向にあった(H5.8.30 東京地判 平成3(ア)6310号)。しかし、最近の判例では、路線バスの車体に書かれた美術の著作物を写真に撮り、営利目的の幼児向け絵本に当該バスの写真を掲載した事案において、著作物の利用態様、利用目的等の全ての事情を勘案して、著作権法第46条柱書の例外である4号に該当しない、つまり著作権侵害にはならない、とフェア・ユース的観念を基礎とした判決がなされている(H13.7.25 東京地判 平成13(ア)56号)。</p>

	上記のような現行の調整規定が十分に機能していない実務を踏まえ、また、米国、ドイツ等でも一般的権利制限規定が置かれていることを考慮すると、権利制限規定の解釈のための指針として、我国著作権法に一般的権利制限規定を導入することが、企業活動の実務に適合し、著作物の流通促進に資すると考える。
改正条項及び内容	<p>【第1案】新著作権法第30条第1項（一般条項の創設） フェアユースなどの理念に基づき、著作物の利用目的、性質、利用する量、マーケットへの影響等の考量要素を明確にして、これに該当する場合には、権利者の許諾を得ることなく著作物を利用できる一般原則を規定する。</p> <p>同条第2項（例示列挙の確認） 現30条以下の規定は、前項に定める一般的権利制限の具体的例示とする。</p> <p>【第2案】新著作権法第48条（補充条項の創設） 現30条以下の権利制限規定の他、著作物の利用目的、性質、利用する量、マーケットへの影響等を利益考量して、取引通念上合理性があると考えられる場合には、権利者の許諾を得ることなく著作物を利用できる確認的・補充的規定とする。</p>
団体名	社団法人 日本印刷産業連合会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作物の公正使用に係る一般的な権利制限規定(その他権利制限)の導入 権利者の通常の利用を妨げず、その正当な利益を不当に害するものではない行為に関して、一般的な権利制限を認める規定(*)を導入して欲しいという趣旨である。</p>
法改正を必要とする理由	<p>(1)問題の所在 2003年1月文化庁審議会著作権分科会審議経過報告の「権利制限に関する規定の単純化」において、米国著作権法のフェアユースのような「大まかな規定ぶり」とし、具体的な適用関係は司法判断に委ねるようにすることを検討する必要があるという趣旨の記述があるが、現行著作権法の権利制限規定はある程度要件が明確で裁判例の蓄積もあることから、法的安定性の面でそれらを廃止することには問題がある。一方で、以下に示すように、社会環境の変化や技術の進歩に則して著作物の利用の目的や形態も変化しており、障害者・高齢者等への社会福祉のための利用や、技術の進歩に伴う利用者の意思に関わらない機器内部での複製等に対しても、具体的な法改正がなされるまでは、違法と認定される状態を放置しておくことは、著作権法第1条に定める公正な利用に留意しつつ、著作権者等の権利の保護を図る観点からしても課題であると考える。</p> <p>①我国著作権法の権利制限規定は、限定列挙であると解されており、それら規定に該当しない限り、仮に著作権者等の正当な利益を不当に害するものではないと考えられる利用行為であっても、形式的解釈により権利侵害行為とされる可能性があること。 (例)イ. 障害者・高齢者の福祉を目的に行われる利用、 ロ. 機器の技術的構造上不可欠に生ずる蓄積、著作物の視聴のための利便性向上を目的に施された技術に伴う蓄積、 ハ. ネットワーク通信等の過程でなされるシステム・キャッシング 等</p> <p>②我国著作権法の権利制限規定は、これまで著作物等の利用形態の変化(近年では、デジタル化、ネットワーク化の進展により、従来想定できなかったような利用形態が出現)に応じて範囲を拡大・縮小する法改正が逐次実施されてきたが、法改正のための検討には時間がかかるため、結果として法改正に至るまでに相当の期間を要すこと。また、利用者側からの法改正要求は取り上げられにくい状況にあり、利用形態の変化に法が直ちに追随できないこと。</p> <p>(2)法改正の必要性 このため、社会環境の変化や技術の進歩等に対応し、現行の権利制限規定との関係で公正と考えられる利用については、権利制限規定には具体的に列記されていなくとも権利制限規定の対象とみなしえる一般的な権利制限規定(その他権利制限規定)を設ける必要があると考える。</p>
改正条項及び内	新たな条項(第2章第3節第5款中)の創設

容	<p>著作権者等の正当な利益に配慮しつつ、現行著作権法の権利制限規定を補完し、現行権利制限規定と同様に公正な利用と考えられる利用行為を権利制限規定の対象とする一般的な権利制限規定(その他権利制限規定)を追加的に設ける。</p> <p>なお、現在、当協会の中で、「著作権法上で権利制限とすべきもの(背景的・付隨的に行われる利用、等様々な事例)と、個別具体的に権利制限条項とすべきもの」については、その法改正のあり方を含め、昨年度に引き続き検討を進めているため(*), その検討の結果が出た段階で、具体的な改正内容を別途要望させていただきたい。</p> <p>このため、以下の項目2. ~11. の著作権法改正要望事項は、上記の事例の一部であり、今回の要望では、個別具体的な権利制限事項として提案しているが、本項で要望している一般的な権利制限規定で対応でき得る事項も含まれているため、今後総合的に個別事案を分析し権利制限規定のあり方をご提案したく考えている。</p> <p>(*)一般的な権利制限規定については、米国著作権法に規定されるフェアユースというより、「その他権利制限」という趣旨で、所謂ベルヌ条約等が規定する「3ステップテスト」を要件に想定した規定を検討している。</p> <p>現在、その規定を検討する前段階として、著作権者等の正当な利益を不当に害するものではないと考えられる様々な事例を挙げ、「3ステップテスト」を要件とした場合に、それらの要件がクリアできるものであるか否かを評価中である。</p>
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	外形的に著作権を侵害していれば権利者が使用による損害を証明出来ない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられることにより长期的には著作権者の損失に繋がる日本特有の傾向を是正する観点より、米国著作権法第 107 条に準拠した公正使用（フェアユース）規定を導入すべきである。
法改正を必要とする理由	<p>現行著作権法に公正使用規定が無い現状では、適用除外の必要性又は公益性を訴えても外形的に著作権を侵害していれば、権利者が使用による損害を証明出来ない場合でも違法と判断され、結果的に新しいサービスの提供が妨げられるリスクが極めて大きい。</p> <p>その結果、諸外国に比して利便性の高いサービスの提供が出来ず長期的には著作権者の損失に繋がるケースも見受けられる。こうした弊害の除去に当たっては、米国著作権法第 107 条に準拠した公正使用（フェアユース）規定を設け「一定の基準を満たしたうえで正当な目的に合致する使用は著作権を侵害しない」と言う原則を明示すべきであると考える。</p> <p>条約次元においては WIPO 著作権条約 10 条や WIPO 実演・レコード条約 16 条等、権利制限の一般的な法理として承認されている。i) 著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、ii) 権利者の利益を不当に害しない、iii) 特別な場合 (certain special cases) には権利の制限を定めることが出来るという 3-Step-Test を導入することは、条約には違反しない。これの導入により、新しいサービスの提供や新しい著作物の制作が行いやすくなるのではないかと考える。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第五十条 (新設、現行の第 50 条を第 50 条の 2 に移動) この款において定めるもののほか、報道、批評、研究、教育、その他の公正な目的又は慣行に合致すると認められる著作物の使用は、著作者の権利及びこれに隣接する権利を侵害しない。</p> <p>2 特定の状況においてなされた著作物の使用が公正な目的又は慣行に合致すると認められるかを判断するに当たっては、次に掲げる要素を勘案するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該使用の目的及び性質 (商業性を有するか、又は専ら営利を目的としない教育に用いられるものであるかを含む。) 二 著作物の性質 三 著作物と当該使用の目的との関連性、著作物全体に占める比率及び態様 四 著作物の潜在的市場又は市場価値に対する当該使用の影響
団体名	ロージナ茶会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタルネットワーク社会を前提として著作権法の権利制限事項を改正するか新たな条項を追加することを要望する。
法改正を必要とする理由	<p>現在、著作物のデジタル化、ネットワーク化が進展しており、特に我が国では携帯電話によるインターネット利用の拡大で、ネットワークによるデジタルコンテンツ利用は世界最大の規模へと拡大している。これは、著作権法の目的である「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の進展に寄与する」ことを実現する役割の一端を、モバイル機器をはじめとしたデジタルネットワークが担うデジタルネットワーク社会になってきたといえる状況である。</p> <p>しかしながら、デジタルネットワーク社会に必要と考えられる著作権の権利制限に関しては明確な条項は存在せず、個別的な規定を前提としている我が国著作権法上では曖昧な状態におかれたままである。これは、デジタルネットワーク社会における著作物の利用を阻害し引いては、文化を衰退させることも想定される。よって、デジタルネットワーク社会を前提として著作権の権利制限条項を改正するか新たに条項を追加することを要望する。</p> <p>具体的に権利制限を求める利用形態としては、「デジタル著作物を保存しているデジタル機器のメンテナンス、バックアップ等の保守目的での一時的な複製」「ネットワークを構成するサーバーでのネットワーク維持を目的とした一時的な複製」「デジタルコンテンツの公衆送信を目的としない制作行程での複製及び送信可能化状態」「デジタル機器間の著作物の移動（著作物の移動にともない移動前機器の著作物は消滅）における複製」等が考えられる。</p>
改正条項及び内容	著作権の制限については、既に 1996 年の WIPO 著作権条約 10 条で、締結国は「著作物の通常の利用を妨げず」、かつ「権利者の正当な利益を不当に害しない」「特別な場合」には、権利の制限又は例外を定めることができるとしており、著作権法で認められている第 30 条（私的使用のための複製）、第 44 条（放送事業者による一時固定）、第 47 条の 2（プログラム権利制限事項）等を上記 WIPO 著作権条約 10 条を前提としてデジタルネットワーク社会に合わせて上記条文を改正するか、新たに条項を追加することを要望する。
団体名	モバイル・コンテンツ・フォーラム

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	自己の所有する出版物等から自己の用に供するための複製を行うことを権利制限の対象とすること。
法改正を必要とする理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権者の権能として、使用収益権があり、法令の範囲内において自己の所有物を自由に使用収益することができることとされている。 ・ また、出版物の購入目的には、当該出版物をそのまま使用するだけでなく、その出版物に収載されている著作物を情報として使用すること（例：執務参考用の新聞切り抜きを作成する等）もある。 ・ ところが、現在の著作権法では、例えば、購入した出版物を私的な目的で使用することは自由に行えても、購入した出版物の中から必要なページだけをコピーして執務参考資料に用いることや、そのままでは大きすぎて使えないことから縮小コピーして業務用の参考資料にすることといった、自己の用に供する行為を行う場合であっても、著作権者の許諾が必要となっている。 ・ また、会社が購入した紙媒体の資料の劣化が進んだことから、当該資料の保存のために複製するという行為も、先に述べた出版物の購入目的に照らせば当然のことであると思われるが、これもまた著作権者の許諾が必要な行為となっている。 ・ これらの行為は、先に述べた所有権者を持つ使用収益権の対象に含まれ得る行為であると考えられるため、権利制限の対象とすべきである。 ・ なお、これらの行為を行ったとしても、当該出版物の所有者が行う複製はごく少数であると考えられるため、権利制限規定を設けることにより発生する著作権者の経済的利益の損失はほとんどないものと考えられる。
改正条項及び内容	<p>著作権法第30条の2（新設）</p> <p>「刊行物の所有者は、自己の用に供するために必要と認められる限度において、当該刊行物の全部又は一部を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」</p>
団体名	社団法人 情報科学技術協会（複写権問題対策委員会）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公共の用に供する自動複製機器を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
法改正を必用とする理由	<p>著作権法第30条第1項第1号に規定する私的複製の権利制限において、公衆の使用に供するために設置された自動複製機器を用いて複製することは、権利制限の対象外とされているが、著作権法付則第5条の2により、いわゆる文献複写機器は、当面の間、これに該当しないとされている。しかし、私的使用においてもこれら自動複製機器による複写量が増加し、私的使用の権利制限で許容し得ない状況になっている。権利者にとってベルヌ条約上許容される限度を超えていると考えられる。</p> <p>付則第5条の2は、集中的処理機関が設立され、権利処理の実効性が担保されるまでの経過措置であると解される。複写権について1991年以来、学術著作権協会(現在有限責任中間法人)、(社)日本複写権センター(現在)他の集中処理機関が相次いで設立され、現在に至るまでに集中処理の体制は充分に整備されている。</p> <p>このような状況下に、現在、著作権法第30条第1項第1号に適用除外となっている自動複製機には含まれないとされている文献複写機器への同法の適用がはかられるべきである。</p>
改正条項および内容	著作権法 付則第5条の2(自動複製機器についての経過措置)を廃止する。
団体名	有限責任中間法人 学術著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって出版物から著作物が複製される場合について、著作権法第30条の権利制限規程の対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	<p>著作権法第30条第1項第1号における私的複製においては本来、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合は権利制限規程の対象から除外されているが、著作権法附則第5条の2によって、「専ら文書又は図画の複製に供する自動複製機器」は当分の間含まれないとされ、コンビニエンスストア等に設置されている複写機器で行われる複写について権利処理ができない状況にある。</p> <p>当条項は著作権法の附則に制定されたものであり、複写に関する集中的権利処理機構が設立され、権利処理の実効性が担保されるまでの経過措置であると解される。(社)日本複写権センター(現在)が平成3年に設立され、すでに複写に関する集中的権利処理が開始されており、同趣旨において(株)日本著作出版権管理システムも平成13年に設立されている。</p> <p>このように集中処理の体制が整備されている現状では、当附則を廃止し、第30条の本則を適用することが適当である。</p>
改正条項及び内容	著作権法附則第5条の2を廃止する。
団体名	社団法人 自然科学書協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって、私的使用目的で出版物から著作物が複製される場合、著作権処理を可能にする。
法改正を必要とする理由	<p>著作権法第30条第1項第1号では、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的使用目的であっても権利処理が必要であると定めている。しかし、附則第5条の2によって、「専ら文書又は図画の複製に供するもの」は、当分の間、含まれないとおり、コンビニエンスストア等に設置されている複写機で行われる複写について権利処理ができない状況にある。</p> <p>当条項は、複写に関する集中的権利処理機構が設立され、権利処理の実効性が担保されるまでの経過措置であると解される。しかるに、日本複写権センターが平成3年に設立され、複写に関する集中的権利処理が開始されており、同センターは平成10年に社団法人化されている。このように集中処理の体制が整備されている現状では、当附則を廃止し、第30条の本則を適用することが適当である。</p>
改正条項及び内容	附則第5条の2 条項の廃止
団体名	出版者著作権協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって、私的使用目的で出版物から著作物が複製される場合、著作権処理を可能にする。
法改正を必要とする理由	<p>著作権法第30条第1項第1号では、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合には、私的使用目的であっても権利処理が必要であると定めている。しかし、附則第5条の2によって、「専ら文書又は図画の複製に供するもの」は、当分の間、含まれないとおり、コンビニエンスストア等に設置されている複写機で行われる複写について権利処理ができない状況にある。</p> <p>当条項は、複写に関する集中的権利処理機構が設立され、権利処理の実効性が担保されるまでの経過措置であると解される。しかるに、日本複写権センターが平成3年に設立され、複写に関する集中的権利処理が開始されており、同センターは平成10年に社団法人化されている。このように集中処理の体制が整備されている現状では、当附則を廃止し、第30条の本則を適用することが適当である。</p>
改正条項及び内容	附則第5条の2 条項の廃止
団体名	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会

(40)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって出版物から著作物が複製される場合について、著作権法第30条の権利制限規程の対象から除外すること。
法改正を必要とする理由	<p>著作権法第30条第1項第1号における私的複製においては本来、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合は権利制限規程の対象から除外されているが、著作権法附則第5条の2によって、「専ら文書又は図画の複製に供する自動複製機器」は当分の間含まれないとされ、コンビニエンスストア等に設置されている複写機器で行われる複写について権利処理ができない状況にある。</p> <p>当条項は著作権法の附則に制定されたものであり、複写に関する集中的権利処理機構が設立され、権利処理の実効性が担保されるまでの経過措置であると解される。(社)日本複写権センター(現在)が平成3年に設立され、すでに複写に関する集中的権利処理が開始されており、同趣旨において(株)日本著作出版権管理システムも平成13年に設立されている。</p> <p>このように集中処理の体制が整備されている現状では、当附則を廃止し、第30条の本則を適用することが適当である。</p>
改正条項及び内容	著作権法附則第5条の2を廃止する。
団体名	株式会社 日本著作出版権管理システム (以上の趣旨、文言は社団法人自然科学書協会と同文である。)

(41)
(47)
(48)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	法第三十条の改正に関する要望。
法改正を必要とする理由	<p>デジタル録音・録画技術の発達は、法が本来予定していた範囲・手段をはるかに超えており、現行法の定めでは権利者の経済的利益の確保ができない。特に、パーソナルコンピュータを介しての複製は、著作物又はその複製物（著作隣接権の対象となるものを含む）と同等の複製物の作成を容易にし、学校や職場等広範囲な場所において、第1項第一号による複製行為（自動複製機器による複製）と事実上変わらない複製行為を可能としている。更に、いわゆる汎用機器又は汎用記録媒体といわれる機器又は記録媒体（大容量ハードディスクや携帯デジタル機器等機器と記録媒体が不可分一体となっているものを含む）においても、音楽、映画その他の著作物が録音または録画に多用されている実態に鑑み、次の2点を踏まえた法の改正が必要であると考える。</p> <ol style="list-style-type: none">「私的使用」のための複製行為者の範囲を明確にすること。デジタル方式の録音または録画の機能を有する機器及び記録媒体をそれぞれ補償金の対象とすること。
改正条項及び内容	<p>法第三十条及び関連条項（第104条の4以下）を次の主旨に沿い改正する。</p> <ol style="list-style-type: none">私的複製の目的を、「個人的に使用すること」に限定する。なお、当該著作物の家庭内又はこれに準ずる範囲における私的利用（鑑賞、視聴等）については第38条等の主旨からみて問題が生じると考えられない。（以上第30条第1項）デジタル技術の著しい発達と新商品の開発の現状に鑑み、補償金の対象となる機器及び記録媒体に関する政令指定制度を廃止する。（以上第30条第2項）「相当な額の補償金」の額の決定及び支払の請求等につき、諸外国の実状を踏まえ整備する。（以上第104条の4以下）
団体名	社団法人音楽制作者連盟

(42)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的使用目的での複製（30条1項）の適用範囲を限定すること。
法改正を必要とする理由	<p>現行法の私的使用目的での複製（30条1項）は、規定されたような複製を著作権者の許諾なく行うこととしても、大量に複製されることはなく、質的にも劣化があり、著作権者に与える経済的影響は小さいことを前提として制定されたものと考えられます。</p> <p>しかし、コンピュータ等デジタル技術の普及により、全く同一の品質の複製が誰でも可能であり、利用者によって大量に複製現在では、制定当時の前提是、必ずしも妥当しないと考えます。また、例えば、インターネット等で著作物が送受信された場合に、送信者は公衆送信権の侵害となるが、受信者は私的使用目的で受信したのであれば、全く権利侵害にならないとの構成がわかりにくいとの指摘もあります。</p> <p>そこで、私的使用目的での複製（30条1項）の適用範囲をもう少し限定する必要があると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第30条1項</p> <p>30条1項に、ただし書きとして、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる複製を行う場合は、この限りでない。」との文言を追加する。</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的使用目的での複製の適用範囲の限定
法改正を必要とする理由	<p>デジタル化の進展により、著作物そのものがデジタルコンテンツとして頒布されており、全く品質が劣化することなく複製が行うことが可能となっている。しかも、近時のインターネットの普及によって、極めて多数人の間でデジタルコンテンツの複製・頒布が多数繰り返されるという状況が現出している。</p> <p>特に、現行法では私的使用目的での複製の例外が限定列挙の方式で規定されていることから、デジタルコンテンツの複製・頒布が留まるところを知らず、その結果著作権者の利益が不当に損なわれるに至っている。</p> <p>このような現状の下において、著作権者の利益を適切に保護するために、私的複製の範囲を限定する措置を導入することが極めて重要なものと考える。</p>
改正条項及び内容	<p>第30条</p> <p>第30条第1項の末尾に、「ただし、著作権者の利益を不当に害すこととなる場合を除く。」との文言を追加する。</p>
団体名	ビジネス ソフトウェア アライアンス

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	私的使用目的での複製の適用範囲の限定
法改正を必要とする理由	<p>デジタル化とネット化、またP2Pファイル・シェアリング・ソフトの登場によりにより、映画や音楽の著作物が個人レベルで瞬時にかつ大量に複製される時代になった。この様な複製時代は著作権法30条1項が制定された時代が全く予想しなかった事態である。確かに送信可能化権侵害ということを理由に理論的に対処できる部分もあるが、「アップロードする行為」は違法でも「ダウンロードする行為」は違法ではないというような錯綜した法構成は、ネット・デジタル時代にあって混乱を招くばかりである。この様な事態に鑑み法30条1項の改正は急務といえる。</p> <p>わが国は、ベルヌ条約、WIPO著作権条約の加盟国でもある。これに鑑み、改正の方向としては、「個人的に又は家庭内その他これに準じる」という形式的要件だけではなく、上記条約に規定する「複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないこと」を条件として追加し、形式要件のほかに実質要件も満たして初めて30条1項が予定する条件を満たすというようにすべきである。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第30条</p> <p>第30条第1項文末に「ただし、かかる複製が当該著作物の通常の利用を妨げる場合、また、その著作者の利益を不当に害することとなる場合にはこの限りでない。」を追加する。</p>
団体名	日本国際映画著作権協会

(42)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作権法第30条1項本文に定める私的使用目的複製について、著作者の正当な利益を不当に害する場合は、私的使用目的複製に該当しないとするべき
法改正を必要とする理由	<p>情報通信白書平成15年度版（総務省）によれば、平成14年末の時点で、日本におけるインターネット利用人口は約7000万人であり、内ブロードバンド利用人口は約2000万人である。また、インターネット利用者のうち、職場・学校からの利用者に対して自宅・その他からの利用者は全体の80.1%とされている。したがって、単純に計算すれば、ブロードバンド利用者のうち自宅から利用している者は約1600万人に達することになる。</p> <p>これらブロードバンド利用者が、あるデジタルコンテンツをインターネット上からダウンロードした場合、1600万個の複製がなされることになるが、この場合であっても、個々のダウンロード行為は、私的使用目的の複製として何ら問題ないとされているのが現状である。</p> <p>この点、日本の著作権法においては、公衆送信権や送信可能化権を先進国の中でもいち早く取り入れ、インターネット上のデジタル著作物の権利侵害に関し著作権法の手当てがされていることについては評価できる。しかし、インターネット上で、特にファイル交換ソフト等を用いて、違法な著作物をダウンロードする行為について、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を一律構成しないというのは広きに失すると考える。</p> <p>ファイル交換ソフトの種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組であったり、ファイル交換ソフトの利用者からは認識し得ない形で内容が暗号化されたファイルをキャッシュさせて流通させたりするため、このようなファイル交換ソフトを利用してファイルを違法にダウンロードする行為は、ファイルを不特定多数で共有する目的で複製しているに等しく、もはや私的使用目的での複製ではない。</p> <p>また、ファイル交換ソフトの仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問である。</p> <p>加えて、「私的使用目的の複製」の名の下に一旦個人のコンピュータ</p>

	<p>にダウンロードされたファイルについては、一切削除要求をなし得ないというのが現状である。その結果、ひとたびネット上で流通したが最後、個人にダウンロードされたコンテンツについては何ら権利主張を行えないため、コンテンツメーカーは、ネット上でコンテンツが自由に流通することのみを過剰に恐れ、ネット上でのコンテンツ配信について萎縮効果が生じ、ユーザーの不便を強い、また、ネット上での情報共有のためのツール自体への攻撃も始まっている。</p> <p>そして、そもそもネット上での違法なコンテンツ提供においては、ダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、ダウンロード行為自体、違法な送信可能化行為を誘発しているものとも考えられる。</p> <p>ここで、著作権法第30条1項は、ベルヌ条約9条2項「特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。」との規定を受けて定められたものであるから、第30条1項の「私的使用目的の複製」の該当性判断において、上記条項の趣旨を考慮にいれ、インターネット上で違法に送信可能化状態に置かれたデジタルコンテンツをダウンロードする行為は著作者の正当な利益を害すると解釈することも不可能ではないと思われるが、判例は、同条項の解釈にベルヌ条約第9条2項の趣旨を持ち込む必要はないとの判断しており(スターデジオ事件、平成12年5月16日東京地裁判決)、また、経済産業省の配布している電子商取引等に関する準則(平成16年3月)においても、個々のダウンロード行為が合法である旨明記されているため、上記ベルヌ条約の趣旨を考慮した著作権法第30条1項本文の解釈を行った場合、国民の予測可能性を奪い、インターネットの利用者を不当に害することになりかねない。</p> <p>そのため、立法による解決が望ましいと考える。</p>
改正条項 及び内容	<p>著作権法第30条1項本文 改正内容：下記『』部分の追加</p> <p>著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、『著作者の正当な利益を不当に害しない場合に限り』、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p>
団体名	社団法人 日本パソコン・コンピュータ・ソフトウェア協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	「権利侵害物であることを知りながら行う私的使用のための複製」を著作権法第30条第1項にいう「私的使用のための複製」から除外する。
法改正を必要とする理由	個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときは、著作権又は著作隣接権を侵害して公衆送信、送信可能化あるいは複製された著作物・レコードを複製源として、その事実を知りながら複製する場合であっても、著作権法第30条第1項により適法とされている。しかし、このような場合にまで、権利者の権利を制限して利用者の利益を図る必要性は少ないと考えられる。むしろ、このような複製を適法とすることは、著作権等の侵害を助長することになり、適当ではないと考えられる。
改正条項及び内容	著作権法第30条第1項第3号新設 著作権又は著作隣接権を侵害する行為によって送信、送信可能化又は複製された著作物・レコードを複製源として、その事実を知りながら複製することは、その複製が個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（私的使用）を目的とするときであっても、著作権法第30条第1項柱書の適用がないものとする。
団体名	社団法人 日本レコード協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	技術的保護手段の多様性に鑑み、その定義（2条1項20号）を見直すこと。
法改正を必要とする理由	<p>現行法の「技術的保護手段」については、従来より存在していた SCMS や CGMS 等を念頭において定義がされており、「機器」が特定の反応をする信号を記録又は送信することが必要とされています。</p> <p>しかし、コンピュータのような汎用機器で利用される著作物については、「機器」に反応する信号ではなく、特定の「プログラム」に反応する信号が記録又は送信されているように、いわゆるコピープロテクトは進化、多様化しており、「機器」と「信号」という限定を付せば、今後これに含まれないものが多く出てきます。</p> <p>そこで、WIPO 著作権条約11条のように、定義としては、著作権侵害等を抑止するために効果的な技術手段とするべきであると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法第2条 2条1項20号から、以下の文言を削除する。</p> <p>「であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行ったとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。」</p>
団体名	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

(44)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	技術的保護手段の多様性に鑑み、その定義（2条1項20号）の見直すこと
法改正を必要とする理由	<p>現行法の「技術的保護手段」については、既存の映像、音楽等に用いられてきた技術的保護手段に基づいた定義がされており、そこでは、「機器」が特定の反応をする信号を記録又は送信することが必要とされています。</p> <p>ところが、業務用ビデオゲーム機のようなコンピュータを利用した機器の場合は、ハードウェア的に信号に反応することもありますが、ソフトウェア的に信号を検出する場合もあれば、信号というよりは暗号化されたデータであったりと技術的な保護手段といつても、著作権法の定義にぴたりとあてはまる技術的保護手段ばかりではありません。</p> <p>そこで、WIPO 著作権条約11条のように、定義としては、著作権侵害等を抑止するために効果的な技術手段とするべきであると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>変更後の2条1項20号</p> <p>二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）</p>
団体名	社団法人日本アミューズメントマシン工業協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>①技術的保護手段には、支分権対象行為を直接制限するものでだけでなく、DVDビデオにおけるCSSのように、視聴可能な複製物を作成させないことを目的とする技術的手段を含める。</p> <p>②信号の除去又は改変を伴わないが、技術的保護手段の効果を妨げることのみを目的とする機器及びソフトウェアの譲渡等を規制対象とする。</p> <p>ことを実現する法改正を要望します。</p>
法改正を必要とする理由	<p>①について (問題の所在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権法における「技術的保護手段」は、支分権対象行為を直接に制限するものに限られるとされており、いわゆるアクセスコントロールを含まない点で、不正競争防止法上の「技術的制限手段」よりも狭いものとなっています。 DVDビデオにおいて採用されているCSSは、視聴可能な複製物を作成されないことを目的とする技術でありながら、これをアクセスコントロールの一種であるとし、それを解除するプログラム(DeCSS)は、著作権法によって規制対象となる技術的保護手段の回避プログラムに該当しないという見解があります。 <p>この見解によれば、DeCSSを配布されることに対しては、著作権法に基づく規制の対象とすることができないこととなります。</p> <p>(法改正の必要)</p> <p>DVDビデオの複製防止技術は、色々な方法による複製を防止するために、様々な技術的手段等で構成されています。なかでも暗号化技術であるCSSは、パソコン上での複製防止手段として採用されているものであり、暗号化によるものも「技術的保護手段」に含まれることを明らかにするべきと考えます。</p> <p>なお、現行法のもとでも、法解釈によって同様に扱うことができるとしても、疑義を解消するために、法改正を行うことが適当です。</p> <p>②について (1) 問題の所在</p> <ul style="list-style-type: none"> 本来は視聴可能な複製物の作成ができないはずのDVDビデオを「(視聴可能な状態で)簡単に複製できる」ことを宣伝文句とするソフトウェアが、堂々

	<p>と販売されているという実態があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> その中には、必ずしも「信号の除去又は改変」を伴わない仕組みのものがあります。 <p>(例) パソコンのモニター出力信号を取り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権法は、「信号の除去又は改変」を伴う場合のみを「回避」と定義し、上記のソフトウェアが公衆に販売等されていることについて、著作権法に基づく対処ができません。 <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>「信号の除去又は改変」を伴わない場合であっても、視聴可能な複製物を作成されないように技術的手段が施されたDVDビデオを簡単に複製できることを宣伝文句とし、それを専らの機能及び目的とするソフトウェア及び機器の公衆への配布を放置すべきでなく、著作権法上の手当が行われるべきであると考えます。</p>
改正条項及び内容	<p>① 著作権法2条1項20号を次のように改正する。</p> <p>技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作物の視聴可能な複製物を作成する行為の防止又は抑止をする手段を含み、著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式並びに特定の変換を必要とするよう音、影像若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>② 著作権法30条1項2号を次のように改正する。</p> <p>技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変その他の方法（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止</p>

	される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
団体名	社団法人日本映像ソフト協会

14. 「無反応機器」を規制しないこと

要望の趣旨	<p>デジタルコンテンツの利用においては、技術的保護手段や技術的制限手段によって権利者の利益の保護が図られている例が増えており、これら技術的手段の回避行為や回避目的の装置の製造、譲渡等については著作権法および不正競争防止法において規制されている。</p> <p>しかしながら、これら保護技術等に反応しないいわゆる「無反応機器」について、法による規制の対象とすべきであるとの意見が一部にある。</p> <p>当協会は、「保護技術に反応しない無反応機器」を規制することには、反対する。コンテンツに採用された技術に反応しないという理由で装置が規制されることになるとすると、装置は、将来出現する技術的保護手段を含め、あらゆる技術的保護手段に対応しなければならないことを意味し、しかもその技術的手段が一方的に定められた場合でもそれに従わざるを得ないということになりかねず、装置を提供する産業界に過大な負担を強いることになる。また、同様の理由から国際的にも無反応機器規制ではなくて、迂回禁止規制が採用されたことに留意すべきである。</p> <p>一つの方法として、法により特定の技術的保護手段を指定し、当該手段に反応しない装置を規制することも考えられる。しかしこのような方法は、技術が固定化することによる技術発展に対する悪影響、法定された技術を実施する際のコスト負担(当該技術に付着する知的財産権のライセンスのコストを含む)の強制等、懸念される問題があることから、慎重な検討を要する。</p>
法改正を必要とする理由	
改正条項及び内容	
団体名	社団法人電子情報技術産業協会